

営業活動強化支援事業補助金 よくある質問

【全般】

Q 昨年度までの「展示会等出展費用補助金」とはどこが違うのですか？

A 「展示会等出展費用補助金」は展示会出展にかかる費用（小間代、旅費、宿泊費等）を対象としていましたが、今年度は展示会出展に係る費用は全て対象外となります。そのかわり県外発注企業への「営業活動」にかかる旅費、宿泊費、営業資料作成費用が対象となります。

Q なぜ変更したのですか？

A 「展示会等出展費用補助金」は過去4年間実施し、多くの県内企業から利用いただいておりますが、県内企業の皆様には展示会出展の先のステップといえる「営業活動」への発展を期待したく、その一助とするためです。

【補助対象事業等】

Q 機構取引支援課が紹介した県外発注企業とはどのようなものを指しますか？

A 機構取引支援課による個別あっせんで紹介された県外発注企業や、機構取引支援課主催の商談会等において面談した県外発注企業を指します。それら以外の県外発注企業への訪問は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q 機構が主催する県外での商談会・提案会とはどのようなものですか？

A 商談会：機構の調整により県外発注企業1社 vs 県内企業複数社で面談を実施するもの。
会場は当該県外発注企業の社内を想定しています。
提案会：県外発注企業の上に機構が県内企業と同行の上、訪問するもの。

Q なぜ参加料を徴収する商談会・提案会での利用は対象外なのですか？

A 機構が参加企業から参加料を徴収する一方で、別途当該補助金を支出することは、お金の流れとして不相当と判断されますので対象外となります。

Q 機構取引支援課が支援した者とはどのようなものを指しますか？

A 機構取引支援課による個別あっせんを受けた企業や、機構取引支援課主催の商談会や展示会（いずれも会場は県内外を問わない）に参加した企業等を想定しています。なお、詳しくは事前にお問い合わせください。

【補助対象経費】

Q 営業活動に係る資料として名刺が対象外とされているのはなぜですか？

A 名刺は営業活動に使用するものではありませんが、本事業活用以前にも当然に作成・使用していたものと考えられるため、対象外としています。

【交付申請】

Q 申請の種類において「期間枠型」と「単発型」とに分けるのはなぜですか？

A 本補助金は営業活動にかかる「旅費」が補助対象事業の主になると考えられます。一方で補助金の性質上、事前に申請される必要があるところ、定かでない事前の見込による営業活動について事前申請を可能とするために「期間枠型」として事業対象期間を3か月間毎に設定し、それぞれに申請期間を設けたものです。

これとは別に、急に日程及び訪問先が確定した営業活動での利用については「単発型」として申請期間を設けず受付しています。

Q 発注企業に複数回の訪問をした場合は、全ての旅費が補助対象となりますか？

A 「期間枠型」の利用であれば対象期間内に複数回の訪問をして、その全ての旅費を補助対象として差支えありません。ただし、事業完了報告書には全ての訪問内容を記載してください。

なお、「単発型」の利用の場合は事前に申請した内容の訪問以外は補助対象として認められません。

Q 定かではない事前の見込みを訪問予定として申請しても構いませんか？

A 差支えありませんが、結果として訪問がゼロとなり補助金の支払い対象が無くなった場合には事業計画変更（中止・廃止）申請書を提出して承認を受けてください。

Q 2月及び3月の営業活動は対象外ですか？

A 本補助金は営業活動終了後に事業完了報告を受けてから額確定通知→請求書受領→振込、という流れになります。機構の単年度会計の性質上、振込を3月末までに行う必要があるため、2月及び3月は対象外としています。

Q 申請が1年度につき2回までなのはどのようにしてですか？

A 本補助金は予算の限りにおいて実施することになります。そのため、より多くの企業に本補助金を活用していただきたいので、1年度につき2回まで、という上限を設定しています。（例：期間枠型・単発型をそれぞれ2回ずつ、または単発型1回+期間枠型1回という利用が可能です）

【事業完了報告】

Q 事業完了報告時に請求書、領収書の添付が必要な理由はなぜですか？

A それぞれ「財・サービスを提供された事実」「料金を支払った事実」を確認するために必要な書類です。これらの書類が無い場合は代替となる書類で差支えありませんので、事前にご相談ください。

Q 交通費の請求書、領収書について

A できるだけ切符の領収書または使用した切符のコピーを保存しておいてください。ただし、新幹線であれば仙台―東京などの主要な部分のみで訪問した事実を判断できますので、その部分のみで差支えありません。(例：多賀城駅⇔仙台駅⇔東京駅⇔新橋駅の場合などは仙台⇔東京の部分のみで可)

請求書は旅行代理店を利用しない場合などは発行されないので、その場合は添付なしでも差支えありません。

Q 自社車両で訪問した場合の領収書等はどのように用意すればよいですか？

A 有料道路の領収書の写しなど、旅行した事実が分かる資料を提出してください。その他不明な場合は事前にご相談ください。

Q 消費税の取扱いについてはどうなりますか？

A 消費税は対象外とします。なお、領収書等に消費税額が明記されていない場合は、総額から消費税分を除いた金額のうち、小数点以下を切り捨てた金額を対象費用とします。

(例) 総額 1,000 円の場合、925 円が対象となります。

以上